

○守谷市委託バス使用基準

平成 21 年 4 月 1 日

第 1 条 守谷市委託バスの使用に関しては、この基準の定めるところによる。

第 2 条 委託バスの使用は、市の行政運営に資するものとする。

第 3 条 委託バスの使用条件については、次のとおりとする。

(1) バスは、13 人以上の乗車人員の場合の使用とする。

(2) 運行日程は日帰りとし、原則として走行距離は往復 300 キロメートルまでとする。

(3) 運行時間は、原則として 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

第 4 条 委託バスの使用を申請する者は、所属部局の課長名、所長名で、使用する 3 週間までに使用申請書を総務部財政課に提出するものとする。

第 5 条 有料道路代、駐車場代その他バスの運行に必要な経費は、バスを使用する者が負担とする。ただし、燃料費については、申請課と協議するものとする。

第 6 条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 車内で飲酒行為はしないこと。

(2) 窓から顔や手を出したり物を投げ捨てないこと。

(3) 走行中「急ブレーキ等」に注意し、自席からみだりに立ち上がらないこと。

(4) 常に車内をきれいにし、ゴミを持ち帰ること。

(5) バスの前後を横断するときは、左右を確認しながら注意して渡ること。

(6) 忘れものをしないように身の回りを確認すること。

(7) 乗車責任者は、運行の安全に必要な添乗員を乗車させること。

(8) 走行中は、みだりに運転手に話しかけないこと。

(9) 走行中は、シートベルトを着用すること。

(10) 乗車名簿に記載されていない者を乗車させないこと。

(11) 走行中運転手の、重大な過失以外は一切責任を負わないものとする。

第 7 条 使用者は、車体並びに車内の設備及び器具を故意又は重大な過失により破損したときは、その損害を賠償するものとする。